

日本都市職員バドミントン連盟 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、日本都市職員バドミントン連盟（以下「連盟」という。）に功労のあったもの及び連盟が主催する大会において、極めて優秀な成績を収めたものに対して表彰することを目的とする

(功労者の基準)

第2条 功労者の表彰は、次の各号の一に該当すると認められるものとする

- (1) 連盟の発展のため永年尽力し、功労が顕著な者
- (2) 連盟の主催する大会に通算15年以上出場した団体
- (3) 連盟の主催する大会に通算10年以上出場した者

(優秀な成績の基準)

第3条 優秀な成績を収めたものの表彰は次のとおりとする
連盟の主催する大会の同一種目において3回連続優勝したもの
ただし、すでにこの規程による表彰の対象になった成績は通算しないものとする

(表彰の方法)

第4条 表彰はその事由のあった次期大会の開会式において記念品を授与して行う

(表彰の具申)

第5条 加盟団体は、第2条の各号の一に該当するものがあるときは、その事由を記した調書を連盟会長に具申しなければならない

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は理事会で定める

附 則

この規程は、平成5年9月23日から施行し、第1回大会から適用する
平成12年11月3日開催の総会にて一部改正する